
● 2022年3月24日 NACSメールニュース 87号 ●

消費生活の「いま」をお届けする情報マガジン

東北支部の皆様

福島県沖を震源とする地震により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。1日も早い復旧をお祈り申し上げます。

NACSからのお願いです。

4月1日から3日までの3日間、11時から18時まで、電話相談「消費者ホットライン 18+(エイティーン・プラス)」(消費者庁委託事業)を開催することになりました。

若年層を中心とした消費者に対する助言を行い、注意喚起を促し、一人でも多くの若年者が救済されることを目標に、**広く全国からの相談を募ります。**

できるだけ多くの相談を受付いたしたく、皆様方のご支援、ご協力をいただきますよう宜しくお願いいたします

日 時： 4月1日(金)、2日(土)、3日(日) 11:00-18:00

電話番号： 東京相談室:03-6450-6631 大阪相談室:06-4790-8110

* 全国どこからでも、どちらの番号にもおかけいただけます。

今月号も盛りだくさんです。最後まで目を通していただけますと幸いです。

<<< Contents >>>

1. NACSからのお知らせ
 2. 消費者トピックス 3月15日は何の日？/消費者契約法改正の動きについて
 3. 消費者行政の動き 2022年2月20日から2022年3月20日まで
-

=====
1. 本部からのお知らせ
=====

<オンラインで参加できる公開学習会等のご案内>

■河上正二会長によるオンデマンド動画講座「基礎から学ぶ民法講座(6回シリーズ)」

予告です。民法を1条から最後まで、消費者法の第一人者である河上正二氏による解説で、6回で学習しようという、大変欲張りな講座です。

講座料(「鳥瞰民法」(河上正二著、信山社刊)を含む。)は1万円。ただし、NACS 会員及び賛助会員の社員は7500円、今年1月以降のNACS 入会者は特別価格の2千円です。なお、

六法をお持ちでない方も多いことから、河上会長が信山社にお声がけくださり、2021年版ですが、「法学六法」を信山社から付けていただけることにもなっています。

正式なご案内とお申し込み受付は4月1日にNACSホームページに掲載いたします。ご期待ください。<https://nacs.or.jp>

<NACS 公式チャンネル 今月の新作>

- 四国から初投稿！ 食品ロス削減「うどんまるごと循環プロジェクト」(食生活委員会・西日本支部四国分科会) <https://www.youtube.com/watch?v=UcETypaKofo>

- 世界最高齢プログラマー若宮正子さん登場！「薩摩弁×デジタルしもっそ！」(九州支部＋ブロードバンドスクール協会) <https://www.youtube.com/watch?v=wxHZW14EgFc&t=43s>

- 消費者教育で防災力を高めよう(中部支部・静岡分科会) <https://www.youtube.com/watch?v=caOBbyAeEoE>

- すみれさんのインターネットライフスマホ紛失・盗難に備えて(ICT啓発プロジェクトチーム) <https://www.youtube.com/watch?v=JXXO-twBZvY>

- 安全に暮らせるデジタル社会—子ども服の安全性向上プロジェクト(東日本支部・標準化を考える会) <https://www.youtube.com/watch?v=ED3hKQph7aE&t=401s>

- 【海外啓発動画(NACS 邦訳協力)】オンライン詐欺にあわないために(ICT啓発プロジェクトチーム) <https://www.youtube.com/watch?v=CDGyK1XPnLA>

=====

2. 消費者トピックス

=====

■3月15日は何の日？

答えは「世界消費者権利デー」でした。

1962年3月15日に、米国のケネディ大統領によって消費者の権利(安全への権利、情報を与えられる権利、選択をする権利、意見を聴かれる権利)が初めて明確化されたことを記念し、消費者の権利を促進するために国際消費者機構(CI: Consumers International)が提唱している世界的な記念日です。

今年の「世界消費者権利デー」のテーマは、「公正なデジタル金融(Fair Digital Finance)」。

デジタル技術の進展に伴い、キャッシュレス決済や暗号資産などフィンテックと呼ばれる新しい金融サービスが登場しています。

それによって消費者の利便性が向上した反面、不正に入手した口座情報を用いた預金の引き出しや、新しい金融サービスを標ぼうした投資詐欺等の消費者トラブルも発生しています。消費者庁担当の若宮大臣がこの日に寄せて「新しい金融サービスを標ぼうしているだけの詐欺的な取引に対しては、特定商取引法等の執行を厳正に行うとともに、成年年齢引下げにより若年層の消費者トラブルの増加が懸念されていることを踏まえ、一層の注意喚起や消費者教育に取り組んでいく」とのメッセージを発信されています。

https://www.caa.go.jp/about_us/minister/wakamiya_message_002/

■ 消費者契約法改正の動きについて

3月1日に、消費者契約法・消費者裁判手続特例法の改正案（消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案）が国会に提出されました。<https://www.caa.go.jp/law/bills/>

消費者契約法については、2016(平成28)年、2018(平成30)年の改正に続くもので、2018年改正の付帯決議では、高齢者の増加や成年年齢引き下げに向け、消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用した場合の取消権の創設や、不当な解約料の立証責任の負担軽減、不当条項の類型の追加などが盛り込まれていました。

昨年9月に消費者庁に設置された検討会が報告書

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/025615/>をとりまとめており、この報告書にそった改正案が出てくるものと期待されていたため、出てきた改正案は報告書からかなり後退していると、落胆の声が各所から聞こえてきます。

消費者庁の改正法案の概要説明資料はこちらとなります。

https://www.caa.go.jp/law/bills/assets/consumer_system_cms101_220301_01.pdf

今回の主な改正点としては、

1. 困惑類型の取消権の拡充(第4条第3項)
 2. 消費者や適格消費者団体への解約料の説明の努力義務(第9条2項、第12条の4)
 3. 免責の範囲が不明確な条項が無効(第8条第3項)
 4. 契約の解除に必要な情報提供等の事業者の努力義務の拡充
- です。

弁護士会や消費者団体としては、この改正案は満足できるものではないが、消費者問題解決に向け1歩でも先に進むことを優先し、法案自体には賛成していく方針です。

そして、改正のたびに細かい規程が加わることで、相談現場等では逆に使いにくくなっているという反省を踏まえ、付帯決議として、消費者契約法の根本的、包括的見直しの開始を求めていくこととしています。

国会での審議を、関心を持って見ていただければと思います。(文責:大石美奈子)

=====
3. 消費者行政の動き 2月20日から3月20日まで
=====

【消費者庁】

<伊藤長官定例記者会見>

2月24日、取引デジタルプラットフォーム消費者保護法の施行準備など

<https://www.caa.go.jp/notice/statement/ito/027753.html>

3月2日、成年年齢引下げに伴う消費者庁の取組と機能性表示食品の届出事前確認に関する連絡協議会の開催について <https://www.caa.go.jp/notice/statement/ito/027822.html>

3月9日、景品表示法検討会の開催と消費者基本計画工程表改定素案のパブコメ募集開始について <https://www.caa.go.jp/notice/statement/ito/027897.html>

3月16日、3月24日に開催される徳島の新未来創造戦略本部の成果報告会と公益通報者保護法の施行に向けた動画広告を案内されました。

<https://www.caa.go.jp/notice/statement/ito/027993.html>

<新着情報より>

■注意喚起

2月25日、「鍵のレンジャー」、「鍵のレスキュー」、「鍵の出張24時間センター」、「鍵の110番24時間」、「鍵のラッキーセブン」、「カギの24時間救急車」、「カギの110番」、「鍵の110番救急車」と称して行われる鍵の開錠・修理等に関する役務の取引に関する注意喚起

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/027673/>

3月9日、人気ブランド公式通信販売サイトを装ったサイトに関する注意喚起

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/027832/>

■法令関係

2月24日、取引型プラットフォーム消費者保護法施行令及び規則、指針案を公表

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/review_meeting_005/

また、施行令案に対する意見募集の結果の公表はこちらから。<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000231646>

3月9日、「消費者基本計画工程表改定素案」に関する意見募集が開始(期限は4月7日)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/basic_plan/

3月18日、令和3年特定商取引法・預託法等の改正に係る令和4年6月1日施行に向けた事業者説明会の資料を公表(PDF)よくまとまっています。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/assets/consumer_transaction_cms202_220322_01.pdf

■その他

3月1日、「令和4年度消費者月間ポスターデザインコンテスト」採用作品の決定について(PDF)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/gekkan/2022/assets/consumer_education_cms201_220301_01.pdf

3月8日、風評被害に関する消費者意識の実態調査(第15回)について

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/027787/>

3月15日、6月1日に施行される改正公益通報者保護法の広報用動画を公開

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/movie/movie_003.html

3月15日、PL法関連訴訟の情報を更新 <https://www.caa.go.jp/notice/archive/2021/>

3月18日、アサリの産地表示適正化について

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/027959/>

<行政処分>

■特定商取引法に基づく行政処分

2月25日、訪問販売業者【Rセキュリティ株式会社】に対する行政処分(鍵開け業者、一部営業停止6か月)について <https://www.caa.go.jp/notice/entry/027608/>

3月2日、連鎖販売業者【株式会社ARK】に対する行政処分(申込受付、契約締結の3か月間停止)について <https://www.caa.go.jp/notice/entry/027703/>

■景品表示法に基づく行政処分

3月3日、セブンエー美容株式会社、株式会社ダイシン及び株式会社エイチフォーに対し措置命令(有利誤認) <https://www.caa.go.jp/notice/entry/027789/>

3月15日、株式会社セドナエンタープライズに対する措置命令(有利誤認)(PDF)
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_220315_1.pdf

<推進会議・委員会等>

■消費者教育推進会議

第5期第1回(2月9日開催)の資料と議事録を公表

https://www.caa.go.jp/policies/council/cepc/meeting_materials_5/

■景品表示法検討会

第1回(3月16日開催)、検討会の進め方、事務局からの説明(景品表示法を取り巻く現状について)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/meeting_materials/review_meeting_004/027827.html

■消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議

第8回(3月11日開催)、デジタル教材の報告、報告書について

https://www.caa.go.jp/policies/future/meeting_materials/review_meeting_002/027634.html

■アフィリエイト広告等に関する検討会

第5回(11月26日開催)の議事録を公開。事務局資料と小野田東大特任助教の「諸外国におけるアフィリエイト広告規制」は要チェック

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/meeting_materials/review_meeting_003/026634.html

【消費者委員会】

■デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ

第2回(3月10日開催)の資料(国民生活センター、池本誠司弁護士)を公表

<https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/digital/002/shiryou/index.html>

【経済産業省】

3月10日、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(案)」に対する意見を募集、締め切りは4月11日

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220310003/20220310003.html>

【金融庁】

3月2日、うんこドリルのキャラクターを用いた過剰借入・ヤミ金利用に関する注意喚起動画(YouTube)を作成(成年年齢引下げ対応)

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/seinen.html#douga>

3月17日、高校向け金融経済教育指導教材を公表

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220317/20220317.html>

【国民生活センター】

<新着情報>

消費生活センターにおける自然災害等への対応の現況調査(3月10日)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220310_1.html

国民生活センターADRの実施状況と結果概要(令和3年度第4回)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220317_2.html

<注意喚起>

そのセキュリティ警告画面・警告音は偽物です!(2月24日)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220224_2.html

【若者向け注意喚起シリーズ No.9】タレント・モデルなどの契約トラブル(2月24日)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220224_1.html

18歳から“大人”18歳・19歳に気をつけてほしい消費者トラブル10選(2月28日)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220228_1.html

【若者向け注意喚起シリーズ No.10】新しいお部屋で新生活! 「賃貸借契約」を理解して、トラブルを防ごう!(3月3日) https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220303_1.html

組み立てが必要な状態で届く通信販売の自転車——正しく組み立てできないと事故の危険も(3月3日) https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220303_3.html

ロマンス詐欺が急増しています！(3月3日)https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220303_2.html

電動キックボードでの公道走行に注意！(3月17日)
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220317_1.html

<WEB誌『国民生活』2022年3月15日号>

特集は「最近の賃貸住宅の契約—オンラインを使った取り組みも—」
<http://www.kokusen.go.jp/wko/index.html>

NACSメールニュースは、賛助会員、NACS開催セミナー受講者、および消費者活動に従事されている方々にお送りしております。会員に限らず、どなたでもご登録いただけます。

配信解除をご希望の方は次のアドレスに空メールをお送りください。 kaijyo-nacs-mailnews2@nacs.or.jp

配信登録をご希望の方は次のアドレスに空メールをお送りください。 touroku-nacs-mailnews2@nacs.or.jp

「NACSメールニュース」<本文の無断転載を禁止します。>

編集発行：公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

広報委員会 委員長 永沢裕美子

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-4-6 宝5号館2F

Tel.03-6434-1125 Fax.03-6434-1161 <http://nacs.or.jp/>

このメールに関するお問い合わせ nacs_koho@nacs.or.jp
